

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の日本そば店を経営するB会社（以下「会社」という。）に雇用され、調理補助として就労していた。

請求人によれば、食材を調理するために包丁を使って大量の納豆を切る等右腕に負担があったため、肘が痛くなり、腕を上げることができなくなったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C医院に受診し、「右上腕骨外側上顆炎」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

本件は、請求人が療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認

められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会的事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、日本そば店の調理補助として、右腕で、大和芋のすりおろし作業、納豆を包丁で叩く作業、薬味用の長ネギを機械で刻む作業、茹でたそば、うどんを洗う作業、棚の拭き掃除等（以下「調理補助作業」という。）を繰り返したことにより本件疾病を発症したと主張しているので、以下検討する。

(2) ところで、上肢作業に係る疾病の業務起因性の判断に関しては、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるので、以下、認定基準に基づいて検討する。

ア 請求人が行っていた調理補助作業は、上肢の拳上保持と反復動作が多く、給食等の調理作業と同様に、上肢に負担のかかる作業と認められることから、請求人に係る本件疾病は、認定基準における上肢障害の対象とする疾病であると認められる。

イ 請求人は、入社した平成○年○月○日から、本件疾病を発症した平成○年○月○日まで、約○か月間勤務していることから、上肢に負担のかかる調理補助作業に相当期間従事した後に発症したものと認められる。

ウ 次に、請求人が発症前に過重な業務に従事したかどうかについて一件記録を改めて精査してみると、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、納豆の仕入れ数量等から業務量を推計すると、①納豆叩き業務及び大和芋のすりおろし作業は、発症直前3か月程度の期間を継続して、1日の業務量が通常の業務量のおおむね20パーセント以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められるものには該当せず、②薬味用の長ネギを機械で刻む作業は、発症直前3か月程度継続した業務量の増加は認められず、③上記①及び②以外の調理補助業務についても、発症直前3か月程度継続した業務量

の増加は認められず、④年末に業務量が増加しても一時的であり、さらに、⑤本件疾病の発症に関する顕著といえるほどの促進要因（長時間作業、連続作業、他律的かつ過度なペース、過大な重量負荷、力の発揮、過度の緊張、不適切な作業環境）も認められなかった。

エ したがって、以上を総合すると、請求人は発症前に過重な業務に就労したとは認められず、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

(3) なお、請求人及び再審査請求代理人の主張について、改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見出すことはできなかった。

3 以上のとおりであるから、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。